原議保存期間１０年 (2035年3月31日まで) 企画調査課

名地企発第９６号
令和６年６月１０日

部　　長　殿
支　部　長　殿
区検察庁の長　殿

名古屋地方検察庁検事正
（公　印　省　略）

事件の配点及び処分決裁について（通達）

名古屋地方検察庁執務規程（平成１３年名地訓７号）２６条の規定に基づき、事件の配点及び処分決裁について別添のとおり定め、本日から実施することとしたので、その適正な運用に遺漏のないように願います。

なお、平成２０年１０月７日付け名地企４１５号当職通達「事件の決裁について」は廃止します。

別　添

事件の配点及び処分決裁について

1　事件の配点

(1)　捜査事件又は公判事件の配点は、検事正が特に指定するものを除き、地検本庁並びに名古屋区検（交通分室を除く。）、春日井区検、瀬戸区検及び津島区検においては所管部長が、名古屋区検交通分室においては交通分室長が、地検支部及びその管内の区検（安城区検及び豊田区検を除く。）においては支部長が、安城区検及び豊田区検においてはその庁の庁務を掌理する検察官がするものとする。

(2)　所管部長又は支部長は、上記(1)の定めにかかわらず、副部長、副支部長又は検事正が指名する検察官に配点をさせることができる。

(3)　上記(1)又は(2)の定めにより配点をすべき者に差し支えがある場合の取扱いについては、次席検事が定めるところによる。

2　捜査事件の処分決裁

(1)　捜査事件の処分決裁は、次に掲げる事件に係るものを除き、所管部長又は支部長がするものとする。この場合において、所管部長又は支部長は、その指定する事件について、副部長、副支部長又は検事正が指名する検察官に処分決裁をさせることができる。

ア　請訓又は報告を要する事件

イ　死刑又は無期懲役の求刑を相当とする事件

ウ　直告事件又は検察官認知事件（明白な不起訴事件等の所管部長又は支部長が次席検事以上の決裁を要しないと判断するものを除く。）

エ　アからウまでに掲げるもののほか、検事正又は次席検事が指定する事件

(2)　上記(1)エに掲げる事件のうち次席検事において検事正の処分決裁を要しないと判断するもの（検事正において別の指示をしたものを除く。）に係る処分決裁は、次席検事がするものとする。

(3)　上記(1)の定めにかかわらず、交通分室で取り扱う道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件（交通部長が特に指定したもの

を除く。）に係る処分決裁は、交通分室長がするものとする。

(4)　上記(1)又は(3)の定めにかかわらず、所管部長又は支部長は、検察官事務取扱検察事務官が取り扱う捜査事件に係る処分決裁を、次席検事の命を受けて所管部長又は支部長が指名する副検事にさせることができる。

(5)ア　次席検事が捜査事件の処分決裁を行う場合において、次席検事に差し支えがあるときは、所管部長又は支部長が次席検事に代わって処分決裁をするものとする。

イ　次席検事以外の者が捜査事件の処分決裁を行うべき場合において、その者に差し支えがある場合の取扱いについては、次席検事が定めるところによる。